

議案第 1 号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成22年 3 月 10 日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第4号を次のように改める。

(4) 県立特別支援学校の特別支援教育就学奨励事業に関する事。

第7条第2号中「公立高等学校」を「県立学校」に改め、同条中第13号を第14号とし、第5号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 特別支援学校及び特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育の振興に係る総合的企画並びに指導、助言及び連絡調整に関する事。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

規則案の概要説明

部課名 教育庁総務課

1 改正を必要とする規則の名称

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年5月15日教育委員会規則第1号）

2 改正の経緯及び必要性

幼稚園、小・中学校における特別支援教育を一層推進するため、特別支援教育に係る総合的企画並びに指導、助言及び連絡調整について、県立学校教育課の分掌事務として明確に位置づける。

また、特別支援学校の通学区域に関することを県立学校教育課の事務分掌として、明確に位置づける。

その他、財務課が所管する事業に係る記述を改める。

3 改正案の概要

財務課の事務分掌（第4条の2）における「(4) 県立特殊教育諸学校の特殊教育就学奨励事業に関する事。」を「(4) 県立特別支援学校の特別支援教育就学奨励事業に関する事。」に改める。

県立学校教育課の分掌事務（第7条）における「(2)公立学校の通学区域に関する事。」を「(2)県立学校の通学区域に関する事。」に改めるとともに、同条に「(5)特別支援学校及び特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育の振興に係る総合的企画並びに指導、助言及び連絡調整に関する事。」を追加する。

4 関係課との調整状況

総務私学課と調整済

5 添付資料

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(財務課の分掌事務)</p> <p>第4条の2 財務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育庁の予算、決算及び会計に関すること。</p> <p>(2) 教育庁の事務用機器及び事務用品の出納管理に関すること。</p> <p>(3) 県立学校の設備整備に関すること。</p> <p>(4) 県立特別支援学校の特別支援教育就学奨励事業に関すること。</p> <p>(5) 県立高等学校定時制課程及び通信制課程に係る修学奨励事業に関すること。</p> <p>(6) 県立学校の運営費（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(7) 県立高等学校の授業料等に関すること。</p> <p>(8) 市町村立学校の設備整備事業及び就学奨励事業等の助成に関すること。</p> <p>(9) 市町村教育委員会の教育財務指導に関すること。</p> <p>第5条及び第6条 省略</p> <p>(県立学校教育課の分掌事務)</p> <p>第7条 県立学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県立学校に関し、次に掲げる事務（次条第10号に掲げる事務を除く。）を行うこと。</p> <p>ア 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。</p> <p>イ 児童・生徒及び幼児の入学（就学）、退学、転学、休学及び卒業に関すること。</p> <p>ウ 教科書その他の教材に関すること。</p> <p>エ 産業教育、定時制教育及び通信教育に関すること。</p> <p>オ 学校職員の任免、服務その他の人事に関すること。</p> <p>カ 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。</p> <p>キ 学校職員の研修に関すること。</p> <p>ク 学級編制及び教職員定数に関すること。</p> <p>ケ その他学校教育に関する指導・助言並びに学校の管理運営に関すること。</p> <p>(2) 県立学校の通学区域に関すること。</p> <p>(3) 県立学校の学科編成に関すること。</p>	<p>(財務課の分掌事務)</p> <p>第4条の2 財務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育庁の予算、決算及び会計に関すること。</p> <p>(2) 教育庁の事務用機器及び事務用品の出納管理に関すること。</p> <p>(3) 県立学校の設備整備に関すること。</p> <p>(4) 県立特殊教育諸学校の特殊教育就学奨励事業に関すること。</p> <p>(5) 県立高等学校定時制課程及び通信制課程に係る修学奨励事業に関すること。</p> <p>(6) 県立学校の運営費（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(7) 県立高等学校の授業料等に関すること。</p> <p>(8) 市町村立学校の設備整備事業及び就学奨励事業等の助成に関すること。</p> <p>(9) 市町村教育委員会の教育財務指導に関すること。</p> <p>第5条及び第6条 省略</p> <p>(県立学校教育課の分掌事務)</p> <p>第7条 県立学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県立学校に関し、次に掲げる事務（次条第10号に掲げる事務を除く。）を行うこと。</p> <p>ア 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。</p> <p>イ 児童・生徒及び幼児の入学（就学）、退学、転学、休学及び卒業に関すること。</p> <p>ウ 教科書その他の教材に関すること。</p> <p>エ 産業教育、定時制教育及び通信教育に関すること。</p> <p>オ 学校職員の任免、服務その他の人事に関すること。</p> <p>カ 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。</p> <p>キ 学校職員の研修に関すること。</p> <p>ク 学級編制及び教職員定数に関すること。</p> <p>ケ その他学校教育に関する指導・助言並びに学校の管理運営に関すること。</p> <p>(2) 公立高等学校の通学区域に関すること。</p> <p>(3) 県立学校の学科編成に関すること。</p>

<p>(4) 生徒指導の企画及び総合調整に関すること。</p> <p>(5) 特別支援学校及び特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育の振興に係る総合的企画並びに指導、助言及び連絡調整に関すること。</p> <p>(6) 管理職選考試験に関すること。</p> <p>(7) 育英奨学及び人材育成に関すること。</p> <p>(8) 高等学校卒業程度認定試験に関すること。</p> <p>(9) 総合教育センターに関すること。</p> <p>(10) 教育研究団体に関すること。</p> <p>(11) 実習船運営事務所に関すること。</p> <p>(12) 外国語指導助手に関すること。</p> <p>(13) 公私立高等学校協議会に関すること。</p> <p>(14) 職員団体に関すること。</p>	<p>(4) 生徒指導の企画及び総合調整に関すること。</p> <p>(5) 管理職選考試験に関すること。</p> <p>(6) 育英奨学及び人材育成に関すること。</p> <p>(7) 高等学校卒業程度認定試験に関すること。</p> <p>(8) 総合教育センターに関すること。</p> <p>(9) 教育研究団体に関すること。</p> <p>(10) 実習船運営事務所に関すること。</p> <p>(11) 外国語指導助手に関すること。</p> <p>(12) 公私立高等学校協議会に関すること。</p> <p>(13) 職員団体に関すること。</p>
--	--